

6. ミニッツ（基本設計調査）

議事録

ベナン共和国 一次医療施設医療機材整備計画 基本設計調査に係る協議議事録

一次医療施設医療機材整備計画（以下、「本計画」という）に関するベナン共和国政府からの無償資金協力要請にこたえて、日本国政府は同計画にかかる予備調査の実施を決定し、国際協力事業団（以下、「JICA」という）は、1999年3月22日から1999年4月15日までの日程で予備調査団をベナン共和国に派遣した。

予備調査におけるベナン側との協議等の調査結果に基づき、JICAは厚生省国立国際医療センター国際医療協力局 三好知明医師を団長とする基本設計調査団（以下、「調査団」という）をベナン共和国に2000年3月28日から2000年5月1日までの日程で派遣した。

調査団はベナン共和国政府関係者及び当該医療施設関係者等との協議、及び当該医療施設等のサイト調査を実施した。

この協議とサイト調査の結果、以下に記載された基本的事項について双方、確認した。

於コトヌ 2000年4月20日

三好 知明
基本設計調査団長
JICA

Mr. Léon KLOUVI
保健大臣
ベナン共和国

Mr. Coffi Mamert RANDOLPH
アジア・大平洋局長
外務協力省
ベナン共和国

1. 目的

本件無償資金協力は、ベナン共和国の南部 3 県（アトランティック、モノ、ウエメ）における一次医療施設の医療機材を整備することにより、診療体制が整備され、より多くの地域住民が適切な医療サービスを受けられるようになることになり、その結果住民の健康状態の改善に寄与することを目的とする。

2. プロジェクトサイト

調査団到着後にベナン側より当初要請されていた 10 医療施設の内 3 施設を別の 3 施設に変更して欲しい旨申し入れがあった（アネックス I 参照）。調査団側は同申し出を受け入れることとし、については本件での調査対象サイトは以下の 10 医療施設となった。

(1)医療施設

- ① アラダ CSSP
- ② トリ・ボシト CSSP
- ③ ウィダ CSCU
- ④ アティエメ CSSP
- ⑤ ロコサ HZ
- ⑥ グラン・ポポ CSSP
- ⑦ アジョーン HZ
- ⑧ ダングボ CSSP
- ⑨ ポベ HZ
- ⑩ ポルト・ノボ第 1CSCU

(2)その他

保健省 設備機材維持管理局 (DIEM)

3. 実施機関

本計画の主管官庁は、ベナン共和国保健省である。

本計画の実施機関は、保健省設備機材維持管理局 (DIEM) と協力対象の各医療施設である。

4. 要請の内容

調査団との議論の結果、アネックス II に示される機材をベナン共和国側の最終的な要請とした。これらの機材の優先度 (A,B) も、アネックス II に示されるとおりである。しかしながら最終的な協力内容は今後の調査の結果に従って決定することにする。

5. 日本の無償資金協力システム

ベナン共和国政府関係者及びプロジェクト関係者は、調査団の説明により、アネックス III に記されていた日本の無償資金協力の仕組みを理解した。

ベナン共和国政府は、本計画が日本の無償資金協力により実施される場合、本計画の実施を円滑かつ速やかにするために必要な措置（アネックス IV）をとる。

6. 基本設計調査方針

アネックス V に示す機材選定の原則に基づいて機材選定を行うことにつき、両者にて合意した。

7. 調査スケジュール

(1) 本調査団はこの後、2000年5月1日までベナン共和国国内での現地調査を続行する。

(2) 本調査団は、本議事録及び調査結果に基づき、日本側での検討を行い、ドラフトレポートを作成する。その後、2000年7月にドラフトレポート説明調査団を派遣し、レポートを説明した後、12月までにファイナルレポートをベナン共和国に送付する。

8. その他の協議事項

(1) 保健大臣は調査団に対しベナン国の一次医療分野における各ドナーの協力計画につき説明し、日本側に要請する10保健医療施設の確認も行なった。

(2) ベナン側では引き続き本件議事録に明記されたプロジェクトサイトである10医療施設を対象とした他ドナーによる施設及び機材整備分野での協力計画を調査し、その具体的な内容（機材の場合は機材名及び個数を含む）及び実施時期を平成12年5月末日までにJICA 象牙海岸事務所へ提出することを約束した。同報告書の提出がない場合は、日本側としても他ドナーとの重複の可能性を排除出来ないことから、他ドナーの協力が考えられる医療施設を協力対象施設から除外することとする。

(3) 調査団はベナン側に対し、他ドナーの協力計画と重複する機材については日本側の計画から除外することとし、重複機材を除外した結果、日本側で本件を実施しても十分な協力効果が得られないと判断した場合には本件実施の取り止めもあり得る旨説明した。

(4) ベナン側は日本の無償資金協力により調達される機材及び役務に対するベナン国内での付加価値税、関税、統計税等を含む全ての課税につき免除手続きを行うこととする。

(5) ベナン側は本件にて調達を予定している医療機材の長期的な有効活用を目的に、医療機材の維持管理技術者の日本での研修若しくは日本人技術者の派遣を希望した。調査団としては、今回の調査結果を踏まえ、医療機材の維持管理分野において日本側でどのような協力が可能か持ち帰り検討することとした。

(5) ベナン側は本計画の実施にあたって必要となるベナン国負担の一次側負担工事（電気、水等）について、必要な予算措置及び手続きを行う旨約束した。調査団では今回の調査結果を踏まえ、ドラフトレポート説明調査時にベナン側負担事項の詳細につきベナン側に説明することとした。

(6) ベナン側はドラフトレポート説明調査時迄に検査技師をグラン・ポポ CSSP に配置することを約束した。

(7) ベナン側は3ゾーン病院への超音波診断装置の導入を強く希望した。調査団側は今後視察予定の県病院での超音波診断装置の使用状況等を踏まえ、3ゾーン病院への同装置の導入につき日本へ持ち帰り検討することとした。

(8) ベナン側はDIEM への技術者移動用の車輛の導入を強く希望した。調査団側はベナン側から提出されたDIEM 活動計画を踏まえ、DIEM への車輛導入につき日本へ持ち帰り検討することとした。

ベナン共和国
保健省
設備機材維持管理局

保健大臣

日本国調査団長
コトヌ

主題：ベナン南部下位医療施設機材整備計画

調査団長：

首記のプロジェクト対象サイトに関して官房と検討協議した結果、他の援助機関による資金援助が決定している下記の医療施設に代えて：

CSCU Suru-Léré

CSSP Dogbo

Ouidah ゾーン病院

機材が不足しておりまた他の援助機関による資金援助が決定していない：

CSCP Tori-Bossito

CSCU Lokossa

Adjohoun ゾーン病院

を提案いたします。従って本プロジェクトの最終的サイトとして下記の通り提案いたします：

— アトランティック県

- Ouidah CSCU
- Allada CSSP
- Tori-Bossito SCCP

— モノ県

- Lokossa CSCU
- Athiémé CSSP
- Grand-Popo CSSP
-

— ウエメ県

- Porte-Novo 1 CSCU
- Dangbo CSSP
- Pobé ゾーン病院
- Adjohoun ゾーン病院

本プロジェクトの実現を祈念しつつ、ベナン国政府の名に於いて日本国政府に対する深謝の意をお伝えくださるようお願いいたします。

Marina D'ALMEIDA MASSOUGBODJI

政務次官

Léon KLOUVI

LIST DES EQUIPEMENTS

Numero de Repere	SERVICE	DESIGNATION	機材名 (和文)	LOKOSA			ADJOUHN			POBE			ATHIEME			GRAND-POPQ			QUIDAH			ALLADA			TORI-BOSSITO			DANGBO			PORT-NOVO, 1			TOTAL				
				A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ	A	B	HZ		
F 1 3	OPHTHALMOLOGIE	Tonomètre	調圧針																																			
F 1 4	OPHTHALMOLOGIE	Ophthalmoscope à Halogène	ハラゲン・オプサルモスコプ																																			
F 1 5	OPHTHALMOLOGIE	Bureau de consultation	診察机																																			
F 1 6	OPHTHALMOLOGIE	Chaise	椅子																																			
F 1 7	OPHTHALMOLOGIE	Armoire médicale (A)	メディカルキャビネット (A)																																			
F 1 8	OPHTHALMOLOGIE	Biomicroscope (lampe à fente) avec tonomètre à aplanation	スリットランプ・アプラインジョン・トノメーター付																																			
F 1 9	OPHTHALMOLOGIE	Frontocentimètre	レンズメーター																																			
F 1 10	PHARMACIE	Escabeau métallique	脚立																																			
G 1 1	BLOC	Photocopieur	コピー機																																			
G 1 2	BLOC	Machine à calculer	計算機																																			
G 1 3	BLOC	Armoire	キャビネット																																			
G 1 4	BLOC	Machine à écrire électronique	電動タイプライター																																			
G 2 1	AUTRES	Stabilisateurs de tension automatique	電圧安定装置セット																																			
G 2 2	AUTRES	Poste télévision couleur et Magnétoscope pour cassette vidéo pour IEC	IEC用ビデオ・テレビ																																			
G 2 3	AUTRES	(Information, Education, Communication)	装置類 60KVA																																			
		Groups électroènes de 60 KVA																																				

アネックス III

わが国の無償資金協力

1 無償資金協力のシステム

(1) 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力(無償)は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議審議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

(2) 調査の位置付け

1) 調査の内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査しその妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本国政府が無償として承認するにあたっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全てそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するにあたって、わが国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して JICA は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは JICA の指示に基づいて基本設計調査を行い報告書を作成する。なお、無償の実行が EN より決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

2 無償資金協力

(1)無償資金協力のスキーム

1)無償資金協力とは

無償資金協力とは、被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務(技術あるいは輸送等)を調達するために必要な資金を、我が国の関係法令に従って以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

2)交換公文の署名

無償の実施にあたっては、政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは当該プロジェクトにかかる目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

3)「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内(4月から翌年3月まで)とする。この間、E/N署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払を含めて全てを終了しなければならない。但し、天候等やむを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には、両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

4)生産物及び役務の調達

贈与によって調達される生産物及び役務は、原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民または被援助国民の役務を購入するため、適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は、日本国の自然人またはその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入、あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。

ただし、無償の原則により、贈与を実施するにあたって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

5)「認証」の必要性

当該国政府または政府の指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ日本国政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

6)被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して、当該国政府には以下のような措置が求められる。

- (a)施設案件の実施にあたっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ用地の整地を行うこと。
- (b)用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- (c)資機材の案件については、必要な建物等が確保されること。
- (d)原則として、贈与に基づいて購入される生産物の港での陸揚げ、適期及び国内輸送等にかかる経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- (e)認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち、日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- (f)認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。

7)「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設及び購入される資機材が、当該計画実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き、計画実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担するこ

と。

8) 「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は、当該国より再輸出されてはならない。

9) 銀行取り決め

(a) 当該国政府または「指定された当局」は、日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府もしくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を、右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。日本国政府による払い込みは、当該国政府または指定された当局が発行する「支払授權書」に基づいて「銀行」が支払請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

アネックス IV

日本の無償資金協力が実施された場合、ベナン共和国政府によって講じられるべき対策。

- (1) プロジェクトのための用地確保（機材設置用施設の整備）
- (2) 電気供給施設やその他の付属施設を計画用地へ提供する。
- (3) プロジェクトに必要な資料や情報を提供する。
- (4) 計画実施期間中、機材用倉庫や仮設事務所等の提供を行う。
- (5) 陸揚港において、プロジェクトによって購入された物品の速やかな荷揚げ手続き、免税措置、税関手続き、速やかな国内輸送を保証する。
- (6) 認証された契約に基づく機材の調達やサービスに関わる役務を提供する日本人に対し、作業のためのベナン共和国入国、滞在に必要な便宜を図る。
- (7) プロジェクトに関わる日本人に対し、認証された契約に基づく機材の調達、役務に関わる関税、国内税その他ベナン共和国内で課税される一切の税金を免除する。
- (8) 銀行取り決めに基づき、日本の銀行へ以下の業務手数料を支払う。
 - 1) 支払受権書 (A/P) の発行手数料
 - 2) 支払手数料
- (9) 日本の無償資金協力が含まれないプロジェクト実施に必要な全てのコストを負担する。
- (10) プロジェクト専任のカウンターパート、エンジニア、テクニシャンを配置する。
- (11) 認証された契約によって購入された機材を適正且つ効果的に維持、使用する。

アネックスV

[基本的優先原則・削除原則]

優先原則

- (1) 老朽化した機材の更新となる機材
- (2) 数量が明らかに不足している機材の補充となる機材
- (3) 病院として基本的に診療に不可欠な機材
- (4) 運営・維持管理が容易な機材
- (5) 被益効果が多く見込まれる機材
- (6) 費用対効果が大きな機材
- (7) 医学的有用性が確立している機材

削除原則

- (1) 高額な維持管理費を要する機材
- (2) 被益効果が限られる機材
- (3) 費用対効果が小さな機材
- (4) 診療ではなく学術的な研究目的の機材
- (5) より簡便な代替機材の存在する機材
- (6) 廃棄物等にて環境汚染が懸念される機材
- (7) 医学的な有用性が確立していない機材
- (8) 病院関係者の個人的な使用目的（医療行為意外）の機材
- (9) 最低限必要な台数以上の機材（非効率、重複する機材）

[現地条件により加味すべき追加原則]

優先原則

- (1) 対象病院の既存技術レベルで運用が可能な機材
- (2) 対象病院に維持管理要員（外部委託を含め）が確保されているか、確保できる見通しがある機材
- (3) 対象病院の社会的位置付け（レファラル体制、現地ニーズ）に合致する機材
- (4) 他ドナーとの連携が期待できる機材

削除原則

- (1) 現地ではスペアパーツ、消耗品の入手が困難な機材
- (2) 対象病院の既存レベルでは運用不可能な機材
- (3) 対象病院で維持管理要員（外部委託を含め）が確保できない機材
- (4) 対象病院の社会的位置付け（レファラル体制、現地ニーズ）に不的確な機材
- (5) 設置のために大幅なインフラ整備（水、電気、排水処理等）を必要とする機材
- (6) 現有の機材の有効的使用方法で対処できる機材